

遠賀町物価高騰対策商品券事業参加事業所募集要項

食料品価格等の物価高騰の影響を受ける町民の皆さんの負担軽減と地域経済の循環を実現するため、全町民に商品券を交付する「遠賀町物価高騰対策商品券事業」を実施するにあたり、参加する事業所を募集します。

1. 発行する商品券の概要（予定）

名称	遠賀町物価高騰対策商品券
発行主体	遠賀町
発行額	129,500,000 円
発行冊数	25,900 冊
商品券内訳	500 円券 10 枚中、共通券 4 枚は全ての取扱店で使用が可能 個人店専用券 6 枚は個人店のみの使用
使用期限	令和 6 年 1 月 31 日まで
支援対象者	7 月 1 日時点で遠賀町に住民登録がある人（ただし、7 月 7 日まで引き続き遠賀町に住民登録されている必要があります）
対象者数	19,200 人
発送方法	町から対象者へ 8 月初旬から順次発送
商品券利用可能店舗	町内の参加事業所
換金場所	遠賀町商工会

2. 商品券取扱いにあたっての注意事項

（1）商品券の利用対象とならないもの

- ①有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード、回数券等換金性の高いものの購入
- ②たばこ事業法における製造たばこの購入
- ③事業活動に伴って使用する原材料・機器類及び仕入商品等の購入
- ④国や地方公共団体への支払（税金等）、公共料金、金融商品、保険料の支払い
- ⑤土地、家屋購入、家賃、地代・駐車場（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い
- ⑥現金との換金、金融機関への預け入れ
- ⑦参加事業所において商品券の利用を制限しているもの
- ⑧風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ⑨特定の宗教・政治団体と関わりがあるものや公序良俗に反するもの
- ⑩その他町長が適当でないと認めたもの（自治体指定のごみ袋、プロパンガスの使用料、交通機関の定期券代、保育料、ギャンブル等）

（2）その他の留意事項

- ①参加事業所における物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能とします。

- ②利用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。利用期間を過ぎて商品券を受け取った場合は、換金できません。
- ③一般消費者との現金交換はできません。
- ④釣り銭の支払いはできません。不足分は現金で受け取ってください。
- ⑤参加事業所以外では利用できません。
- ⑥商品券の盗難・紛失、または偽造等に対し、発行者は責めを負いません。
- ⑦参加事業所において、本商品券を利用対象としない商品を定める場合は、予め利用者が認識できるよう明示してください。

3. 参加資格

遠賀町内に事業所を有し、小売業、飲食業、サービス業等を営業している事業者であること。
ただし、次の事業者を除きます。

- ①特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの
- ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）が営業を行っているもの
- ③上記2.（1）「商品券の利用対象とならないもの」に記載の取引・商品のみを取り扱う店舗等

4. 参加店舗の責務等

次に掲げる事項を遵守してください。

- ①利用可能店舗であることが明確になるよう、利用者が分かりやすいようにしてください。
- ②利用者が使用される商品券について、偽造でないかの確認をしてください。明らかに偽造された商品券であると判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに遠賀町役場企画政策課へ報告してください。
また、確認用として配布する見本券は、商品券を取り扱う従業員等すべての方に周知してください。
- ③商品券を受け取った時は、再流出を防止するため商品券裏面に受領印を捺印することとし、既に受領印があるものは、受け取りを拒否してください。
- ④本商品券事業の運営にご協力ください。

5. 換金手続き

- ①換金は遠賀町商工会にて実施します。

※毎週月・金曜日の10時00分～15時00分まで（祝日、年末年始を除く）。

- ②参加事業所は、消費者より受け取った商品券を換金期間内に、上記の換金場所まで、他の商品券等と区別して、本商品券をご持参ください。
- ③振込を希望される事業所へは、参加事業所登録申請書の指定口座へ振り込みます。
※振込に係る日数は概ね1週間程度を予定しており、振込手数料は事業所負担となります。
- ④換金請求期限は令和6年2月16日までとします。期間を過ぎての換金には一切応じられません。
- ⑤登録料、換金手数料は無料です。

6. 申し込み方法

参加事業所に登録を希望される方は、この募集要項に同意のうえ、別紙「遠賀町物価高騰対策商品券参加事業所登録申請書」に必要事項を記入、捺印し、遠賀町商工会へ郵送又は持参してください。

遠賀町商工会の会員で商工会発行のプレミアム付き商品券取扱店が参加する場合は手続き不要ですが、本事業の商品券の取り扱いを希望しない場合に限り、「遠賀町物価高騰対策商品券参加事業所脱退届」を提出願います。提出がない場合は、取扱店として登録させていただきます。

なお、一次申込期間までに登録した事業所は商品券と一緒に送付する商品券取扱店チラシに掲載するとともに遠賀町公式ホームページで商品券取扱店として紹介します。

一次申込期間後に登録した事業者については、遠賀町公式ホームページでのみ商品券取扱店として紹介します。

- ① 一次申込期間：令和5年6月14日（水）から6月29日（木）まで（必着）

一次申込期限後も随時募集は継続します。

【申込み先・参加事業所登録に関する問い合わせ】

〒811-4307

遠賀郡遠賀町遠賀川二丁目6番18号

遠賀町商工会 宛て

- ② 参加事業所の決定については、書類審査を経て承認し、遠賀町商工会員以外の事業所のみ「遠賀町物価高騰対策商品券参加事業所登録証」を遠賀町より郵送します。換金の際、商工会窓口で登録証の提示をお願いします。登録証の提示がない場合は、換金できません。

7. 本商品券事業に関する問い合わせ先

遠賀町役場 企画政策課 企画係

〒811-4392

遠賀郡遠賀町大字今古賀513番地

TEL：093-293-1304 FAX：093-293-0806